

(証券コード1929)  
平成19年7月5日

株 主 各 位

東京都中央区銀座8丁目14番14号

日 特 建 設 株 式 有 限 公 司

代表取締役社長 中 森 保

## 第60期定時株主総会継続会開催のお知らせ

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年6月28日、当社第60期定時株主総会を開催いたしました。また、全ての議事を終了せず下記のとおり続行する旨の決議がなされましたので、お知らせします。

このような事態に至りましたのは、当社連結子会社におきまして、過年度にわたる不適切な会計処理が発覚したことから、当期につきましても、平成19年6月12日付でご送付申し上げました「第60期定時株主総会招集ご通知」に添付したものは別に、事業報告、計算書類及び連結計算書類を作成し直した上で会計監査人及び監査役が再監査を行ったため、再度、これら書類並びに監査役会及び会計監査人の監査報告書謄本を株主の皆様へ提供し直して、ご報告申し上げる必要性が生じたことによるものであります。株主の皆様にはご迷惑をおかけしてしまい、深くお詫び申し上げます。

なお、続行の決議に基づいて開催される会議（継続会）は、平成19年6月28日開催された会議と一体をなす一つの株主総会となりますので、ご出席頂くことができる株主様は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において議決権を行使することができる株主の皆様に限られますことにご留意下さい。

敬具

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成19年7月13日（金曜日）午前11時  |
| 2. 場 所 | 東京都港区六本木6-7-6<br>Pfアカデミービル 4階<br>(末尾の定時株主総会継続会会場ご案内図をご参照下さい。) |

以 上

お 願 い 継続会ご出席の際は、お手数ながら、同封の送付表（ご住所、お名前を印字した書類）を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お 知 ら せ 修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<http://www.nittoc.co.jp/>）にて、修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

事業の概況のご報告に先立ちまして、この度の当社の連結子会社である株式会社ハイテクリースにおける不適切な会計処理について、株主の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしますことを深く反省し、謹んでお詫び申し上げます。

また、6月28日の定時株主総会で、株主総会の報告事項が出来ず本継続会での報告となった点につきましても重ねてお詫び申し上げます。

事業報告、計算書類並びに連結計算書類を作成しなおし、会計監査人および監査役会で再監査を受け適正意見をいただき本継続会でのご報告となりました。

当社は、中期経営計画実施の一環として連結子会社株式会社ハイテクリースが保有するリース債権の売却を検討するため、当該リース資産の調査を実施する過程において、同社の経理担当取締役より不適切な会計処理を行っていたとの報告を受け、事実を確認するため社内調査委員会を設置し調査を行っております。

調査結果につきましては、調査が継続中であったためご報告できませんでしたが、7月13日の継続会の場において、ご報告を予定しております。

また、透明性、公正性を確保するため、6月27日の取締役会において弁護士、公認会計士で構成された外部調査委員会を設置し、調査を委嘱いたしました。

今後は、二度と同じ過ちを起こさないよう、全社一丸となってコンプライアンス体制の充実に努めてまいります所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善による堅調な設備投資の増加などから回復基調にあり、個人消費の回復にも支えられ、緩やかな回復が見られました。しかし、原油価格の高騰により原材料価格の上昇、金利の上昇などの影響が懸念され企業を取り巻く環境は不透明な状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、民間設備投資は企業業績の改善により増加基調を維持しましたが、公共投資は国および地方自治体とも依然として構造的な縮減傾向が続いたことから、引き続き厳しい価格競争を強いられる受注環境となりました。

このような情勢のもと、当社グループは中期経営計画に掲げる公共事業費重点予算配分分野である環境分野、防災分野、補修補強（維持管理）分野、都市再生分野への積極的な営業活動を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、前連結会計年度比4.1%減の69,197百万円となり、利益面では、連結経常利益は、前連結会計年度比13.3%増の1,175百万円となりました。また、連結当期純損失は162百万円（前連結会計年度は連結純損失6,262百万円）となりました。

(2) 事業別の状況  
事業別受注高・売上高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分		前 期 繰 越 工 事 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 工 事 高
建設 事業	基 礎	37,593	50,052	51,801	35,844
	土 木	8,240	10,792	9,665	9,366
	建 築	3,271	4,701	5,854	2,118
	地質コンサルタント	92	432	447	77
開 発 事 業		37	514	498	52
そ の 他			930	930	
計		49,234	67,423	69,197	47,459

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は7.79億円であります。このうち主なものは工事中用機械、リース資産の購入であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (9) 財産および損益の状況

区 分	第 57 期 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	第 58 期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	第 59 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	第60期(当期) (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	81,477	77,548	68,402	67,423
売 上 高 (百万円)	80,970	77,334	72,172	69,197
経 常 利 益 (百万円)	2,091	1,421	1,037	1,175
当期純利益又は 当期純損失( ) (百万円)	6,127	508	6,262	162
1 株 当 た り 当期純利益又は 当期純損失( )(円)	149.88	12.34	147.95	2.93
総 資 産 (百万円)	77,786	72,585	57,355	53,621
純 資 産 (百万円)	7,709	8,284	5,001	4,561
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	188.06	202.51	90.12	82.24

(注) 第60期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (10) 対処すべき課題

(1) 事業の経過およびその成果にも記載いたしましたが、当社の連結子会社であるハイテクリースにおける不適切な会計処理を看過していた責任は当社にあります。

平成18年5月15日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針に関する決議」を行い、“取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制”“損失の危険の管理に関する規程その他の体制”“当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制”を定めましたが、この度発生した不適切な会計処理により、この取締役会決議が有効に機能していなかったといわざるを得ません。

グループ会社を含めたコンプライアンス教育の徹底により、コーポレートガバナンスの強化を図ることが当社に課せられた最大の責務と考えております。

「中期経営計画」の進捗状況につきましては、組織の再編、営業拠点の一部統合、人的資源の再配置を行うとともに、賃貸用不動産売却、営業活動から生じるキャッシュ・フロー等により有利子負債の圧縮を行っております。

また、収益基盤強化を図るため、重点予算配分分野である「環境分野」「防災分野」「補修補強分野」「都市再生分野」の営業の強化、工事利益を重視した選別受注、工事利益確保に向けた管理体制の強化等を行っております。

当社が提供している環境・都市再生関連技術は次のとおりであります。

(環境技術) 「生態系との共生」を目指して環境保全技術を推進

緑や生態系の回復、汚染された河川水の浄化、破壊された景観の回復、建設副産物、発生土の抑制ならびにリサイクルなど、自然環境との調和を図りながら環境にやさしい環境保全型技術の開発・推進に積極的に取り組んでおります。

(防災技術) 「災害から守る技術」を創造

国土の保全のために、岩盤崩落、老朽化した斜面の吹付けコンクリートの剥落、地震時の液状化などによる災害に対して最適な防災対策工を提案しております。

(補修補強) 社会資本ストックの更新ニーズに応える多彩な技術

インフラ整備にもまして維持管理・更新が重要な課題となりつつある現在において、社会資本が健全な機能を発揮するよう、当社の高い技術によって調査・設計・施工から維持補修まで、トータルに対応しております。

(リサイクル) 「循環型社会」の実現を目指し、効果あるリサイクル技術の開発

産業廃棄物の受け入れ場所の制約や環境保全意識の高まりから、産業廃棄物の低減を実現する環境負荷低減型技術を開発・推進しています。また、「廃棄物の発生を抑制する」「やむを得ず排出された廃棄物はできるだけ再利用する」といった、循環型社会を実現する各種リサイクル技術の開発にも積極的に取り組んでおります。

(都市再生分野) 都市を快適な空間に蘇らせる技術を提案

都市部に埋設されている下水管で老朽化したものを、下水を供用しながらの入れ替え、更生する工法、都市再開発に伴う土地の有効利用を図る軟弱地盤の改良工法、河川堤防や危険物タンクで、地震による液状化の恐れのある地盤の改良工法等を提案しております。

株主の皆様におかれましては今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者として、平成18年10月25日国土交通大臣許可（特-18）第211号の更新許可をうけ、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、子会社は建設機器・車両等のリース、土木工事、緑化資材の販売および保険の代理業務を行っております。

(12) 主要な営業所および工場（平成19年3月31日現在）

当社の主要な営業所等

本店	東京都中央区銀座8丁目14番14号	
支店	札幌支店（札幌市中央区）	名古屋支店（名古屋市中村区）
	東北支店（仙台市太白区）	大阪支店（大阪市北区）
	東京支店（東京都中央区）	広島支店（広島市中区）
	横浜支店（横浜市神奈川区）	四国支店（高松市）
	北陸支店（新潟市）	九州支店（福岡市博多区）

(注) 平成18年4月1日に、長野支店（長野市）、北関東支店（前橋市）を廃止いたしました。

重要な子会社の主要な営業所

株式会社ハイテクリース	本店	東京都中央区銀座8丁目14番14号
緑興産株式会社	本店	東京都中央区銀座8丁目14番14号

(13) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

区分	従業員数(前期末比増減)
男性	882名(43名減)
女性	21名(名減)
計	903名(43名減)

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	6,639
中央三井信託銀行株式会社	6,639
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,515

(15) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係  
該当事項はありません。  
重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ハイテクリース	百万円 10	% 80	リース業
緑興産株式会社	31	80	損害保険代理業 建設材料等販売業 土木工事業

企業結合の経過

特に記載すべき事項はありません。

企業結合の成果

「1.企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に  
記載のとおりであります。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。



2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

発行可能株式総数	91,000,000株
発行済株式総数	55,677,164株
株主数	8,780名（前期末比182名増）

(2) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況（平成19年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況（平成19年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	梶 守 宏		
代表取締役副社長	下 村 周	技術本部長	
常務取締役	緑 川 精 一	管理本部長	
常務取締役	鶴 山 和 夫	事業本部営業担当	
常務取締役	藤 井 輝 彦	経営企画室担当	
常務取締役	中 森 保	事業本部長	
*常務取締役	保 科 幸 二	技術本部担当	NPO法人砂防広報センター理事長
取締役	荒 井 民 雄	東京支店長	
*取締役	丹 羽 隆 臣	管理本部副本部長	
*取締役	三 橋 一 雄	直轄グラウト部長	
常勤監査役	横 山 省 吾		
常勤監査役	宮 眞 一		
監査役	原 欣 二		
*監査役	大 橋 敏 樹	東京海上日動火災保険株式会社リスク管理部長	

- (注) 1. \*の取締役および監査役は、平成18年6月29日開催の第59期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 平成18年6月29日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、三輪康雄氏が監査役を辞任いたしました。
3. 常勤監査役 宮 眞一、監査役 大橋敏樹の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役 横山省吾氏は、大手金融機関において、要職を歴任しており、企業価値評価では相当程度の知見を有する者であります。  
 監査役 原 欣二氏は、当社財務経理部門の責任者などを歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。  
 監査役 大橋敏樹氏は、東京海上日動火災保険株式会社で財務経理部門およびリスク管理部門などの実務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当期における役付取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
下 村 周	代表取締役専務	代表取締役副社長	平成18年6月29日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	10名	百万円 167	(注)
監 査 役	4	33(うち社外監査役 13)	(注)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第56期定時株主総会において、年額3億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第47期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

区 分	氏 名	業務執行取締役等の兼任状況
常勤監査役	宮 眞 一	該当事項なし
監 査 役	大 橋 敏 樹	東京海上日動火災保険株式会社のリスク管理部長として、業務を執行しております。

主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
常勤監査役	宮 眞 一	当期開催の取締役会の出席率は100%、監査役会の出席率は100%で、議案審議等について発言を適宜行っております。
監 査 役	大 橋 敏 樹	平成18年6月29日就任以来開催の取締役会の出席率は80%、監査役会の出席率は50%で、議案審議等について発言を適宜行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	当事業年度に係る報酬等の額	百万円 37
	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	37

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

特に定めてはおりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款並びに各種管理規則、規程および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

コンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

監査部は、役職員教育を行いコンプライアンスの状況を監査する。

法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置・運営する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項  
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。  
取締役および監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理についてはそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。  
経営企画室担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。  
新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部署を定める。  
監査部は、各部署のリスク管理の状況を監査する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のため各部署の具体的な目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。  
ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、グループ各社にコンプライアンス推進責任者を任命し、内部統制の構築を目指し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する責任と権限を与える。  
本社コンプライアンス委員会および監査部は、これらを横断的に推進し、管理する。

- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、配置にあたっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。  
監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役および所属部署長の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制  
取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部通報窓口への通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。  
報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。  
監査役会は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。  
監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。

#### 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めてはおりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,822	流動負債	36,479
現金預金	6,404	支払手形	11,233
受取手形	5,126	工事未払金	7,613
完成工事未収入金	16,359	短期借入金	12,036
販売用不動産	2,277	未払金	1,145
未成工事支出金	4,052	未払法人税等	353
関係会社短期貸付金	940	未成工事受入金	2,868
未収入金	623	預り金	616
その他	366	賞与引当金	98
貸倒引当金	327	完成工事補償引当金	134
固定資産	17,110	工事損失引当金	86
有形固定資産	12,662	設備関係支払手形	0
建物・構築物	3,392	その他	293
機械装置	640	固定負債	12,124
車両運搬具	4	長期借入金	7,325
備品	57	繰延税金負債	416
土地	8,559	退職給付引当金	4,312
建設仮勘定	5	その他	70
その他	2	負債合計	48,604
無形固定資産	206	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	4,241	株主資本	3,719
投資有価証券	2,184	資本金	3,052
関係会社株式	100	資本剰余金	753
関係会社長期貸付金	1,150	資本準備金	753
長期前払費用	130	利益剰余金	22
長期営業債権	380	その他利益剰余金	22
その他	961	繰越利益剰余金	22
貸倒引当金	666	自己株式	63
資産合計	52,933	評価・換算差額等	609
		その他有価証券評価差額金	609
		純資産合計	4,328
		負債・純資産合計	52,933

## 損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		68,230
売 上 原 価		60,617
売 上 総 利 益		7,612
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,067
営 業 外 利 益		1,545
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	43	
受 取 配 当 金	33	
特 許 関 連 収 入	42	
そ の 他	34	154
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	532	
そ の 他	102	635
経 常 利 益		1,065
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	257	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	6	270
特 別 損 失		
前 期 損 益 修 正 損	810	
販 売 用 不 動 産 評 価 損	120	
固 定 資 産 売 却 損	148	
固 定 資 産 除 却 損	11	
減 損 損 失	118	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	
そ の 他 投 資 退 会 損	4	
早 期 退 職 特 別 加 算 金	16	1,234
税 引 前 当 期 純 利 益		101
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	123	123
当 期 純 損 失		21



## 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高	3,052	1,250	5,499	5,996	61	3,744
事業年度中の変動額						
欠 損 て ん 補		496	5,499	5,996		
当 期 純 損 失				21		21
自己株式の処分				1	2	0
自己株式の取得					3	3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計		496	5,499	5,973	1	24
平成19年3月31日残高	3,052	753		22	63	3,719

(単位：百万円)

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日残高	885	4,629
事業年度中の変動額		
欠 損 て ん 補		
当 期 純 損 失		21
自己株式の処分		0
自己株式の取得		3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	276	276
事業年度中の変動額合計	276	300
平成19年3月31日残高	609	4,328

## 個別注記表

### 一. 継続企業の前提に関する注記

当社は金融機関に対して19,362百万円(平成19年3月31日現在)の借入金を有しているところ、平成19年6月27日に公表いたしましたように、当社の連結子会社である株式会社ハイテクリース(以下「ハイテク」という。)において生じた不適切な会計処理により過年度公表済有価証券報告書及び半期報告書を訂正する事実が発生したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社は当該疑義を解消すべく、ハイテクにつきましてはリース債権のリストラ及び事業譲渡等を含む事業再編を検討いたします。また、過去の訂正報告書を早急に提出し、「中期経営計画」に基づき、営業拠点の縮小・閉鎖、退職金制度の見直し、役員報酬のカット等経費削減を徹底して取り組み、ノンコア・ビジネスの賃貸用不動産、販売用不動産及び事業用資産の早期売却を積極的に行っていくことにより、さらなる有利子負債の圧縮を目指します。さらに、金融機関との取引の安定化のために、取引金融機関を中心とした協調関係の維持と支援体制の継続の協議を行っております。

このような状況の中、短期借入金につきましては取引金融機関から平成19年6月末残高の継続と運転資金支援のご理解とご協力をいただくべく協議を行っております。

さらに、現在第三者割当による資本政策を検討しており、このような施策の結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております。

計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を計算書類に反映しておりません。

### 二. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 満期保有目的の債券     | 償却原価法(定額法)  |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法   |
| (3) その他有価証券       |   |
| 時価のあるもの           | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの           | 移動平均法による原価法   |

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 販売用不動産  | 個別法に基づく原価法   |
| (2) 未成工事支出金 | 個別法に基づく原価法   |
| (3) 材料貯蔵品   | 先入先出法に基づく原価法 |

4. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 ..... 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (2) 無形固定資産 ..... 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金  
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- (3) 工事損失引当金  
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
なお、会計基準変更時差異（3,671百万円）については、10年による均等額を費用処理しております。  
また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
6. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 完成工事高の計上基準  
原則として工事完成基準によっております。  
ただし、長期大型工事（工期が1年を超え、かつ請負金額が3億円以上の工事）は、工事進行基準を採用しております。  
工事進行基準による完成工事高 8,721百万円

8. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段.....デリバティブ取引(金利スワップ)  
ヘッジ対象.....キャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの
- (3) ヘッジ方針  
デリバティブ取引に関する内部規定に基づき、金利変動のリスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象とヘッジ手段について、それぞれキャッシュ・フロー総額の変動額を比較し、それぞれの高い相関関係があるかどうか有効性の判定を行っております。
9. 消費税等の会計処理  
消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
10. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
11. 当事業年度より、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて、計算書類を作成しております。
12. 会計方針の変更  
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)  
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。  
従来の資本の部の合計に相当する金額は、4,328百万円であります。  
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。
13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

三. 貸借対照表に関する注記

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権   | 993百万円    |
| 関係会社に対する長期金銭債権  | 1,181百万円  |
| 関係会社に対する短期金銭債務  | 788百万円    |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額   | 12,428百万円 |
| 3. 担保に供している資産   |           |
| 下記の資産は、長期借入金5,525百万円及び短期借入金(長期借入金からの振替額分含む)8,519百万円の担保に供しております。 |           |
| 建物・構築物  | 2,710百万円  |
| 土地  | 7,946百万円  |
| 投資有価証券  | 1,251百万円  |
| 計   | 11,908百万円 |
| なお、上記長期借入金5,525百万円及び短期借入金8,519百万円に対する根拠当権極度額は、7,734百万円であります。    |           |
| 4. 下記の資産は、営業保証金として供託しております。                                     |           |
| 投資有価証券  | 19百万円     |
| 5. 偶発債務(保証債務)   |           |
| (1) 下記の会社の借入金について保証を行っております。                                    |           |
| ㈱ハイテクリース  | 909百万円    |
| (2) 当社の販売物件購入に対する借入金について保証を行っております。                             |           |
| 22件   | 120百万円    |
| (3) 下記の会社から受注した建築工事において宅建業法による手付金等の連帯保証を行っております。                |           |
| ㈱イオプラネット  | 7百万円      |
| (4) 住宅資金融資規定により従業員が銀行から借入れた住宅資金に対する債務の保証を行っております。               | 275百万円    |
| (5) 手形流動化に伴う買戻し義務   | 262百万円    |
| 6. 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。         |           |
| 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。            |           |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額   | 11,630百万円 |
| 借入実行残高  | 5,972百万円  |
| 差引額   | 5,658百万円  |
| 7. 当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。                  |           |
| なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。            |           |
| 受取手形  | 284百万円    |
| 支払手形  | 666百万円    |
| 設備関係支払手形  | 0百万円      |
| 8. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。                                   |           |

四. 損益計算書に関する注記

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1. 関係会社に対する売上高      | 4百万円     |
| 2. 関係会社からの仕入高       | 1,117百万円 |
| 3. 関係会社との営業取引以外の取引高 | 34百万円    |
| 4. 減損損失             |          |

当社は、以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失
賃貸用資産	建物、構築物、備品、土地	佐賀県武雄市	98百万円
遊休資産	建物、構築物、土地	熊本県球磨郡	11百万円
遊休資産	土地	鹿児島県霧島市	8百万円
遊休資産	建物、構築物	千葉県野田市	0百万円
計			118百万円

(グルーピングの方法)

事業用資産は、原則として最小利益単位である部・支店毎にグループ化し、本社等の共有資産については、事業全体をグループとし、これら以外の賃貸用資産や将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

(経緯)

賃貸用資産については、地価の著しい下落及び賃貸水準の著しい低下に伴い収益性が著しく低下したため、減損損失を認識いたしました。

また、上記遊休資産としております建物、構築物、土地につきましては、営業所、機材置場として取得使用しておりましたが、事業の効率化による営業所、機材置場の統合等により現在は遊休資産としており、今後の利用計画もなく、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(回収可能価額の算定方法)

賃貸用資産については、売却予定額にもとづき算定しております。

また、遊休資産については、土地は路線価、建物及び構築物は売却が困難であることから、備忘価格まで減額しております。

5. 前期損益修正損

過年度における連結子会社 株式会社ハイテクリースからの受取配当金の修正等によるものであります。

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

五. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	186,297	29,462	6,409	209,350

(変動事由の概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。  
自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少分であります。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

六. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	364百万円
販売用不動産有税評価損	1,991百万円
完成工事補償引当金損金算入限度超過額	54百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,749百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	88百万円
ゴルフ会員権評価損	162百万円
減損損失	160百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	44百万円
その他	142百万円
繰延税金資産小計	4,760百万円
評価性引当額	4,760百万円
繰延税金資産合計	

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	416百万円
繰延税金負債合計	416百万円
繰延税金負債純額	416百万円

七. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び事業年度末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	事業年度末 残高相当額 (百万円)
機 械 装 置	185	122		63
車 両 運 搬 具	237	156		80
備 品	247	163		83
無形固定資産 (ソフトウェア)	317	212	51	53
合 計	987	654	51	281

2. 未経過リース料事業年度末残高相当額

1年内 189百万円

1年超 144百万円

合計 333百万円

リース資産減損勘定の残高 51百万円

(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料事業年度末残高が有形固定資産の占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 上記の他、当該リース物件に係る重要な事項

(1) 支払リース料、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 195百万円

減価償却費相当額 195百万円

リース資産減損勘定の取崩 36百万円

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。



八．関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	㈱ハイテクリース	東京都中央区	10	建機等リース及び販売	(所有)直接80 間接20	兼任 1人	建機等リース及び購入	建機等リース賃借	513	流動資産 その他 (前払費用) 長期前払費用	4 31
								運転資金貸付	790	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 流動負債 その他 (前受収益)	940 1,150
								貸付に伴う受取利息	30		12
								子会社銀行借入に対する債務保証 受取配当金の修正	909 800		未払金 640
子会社	緑興産㈱	東京都中央区	31	建材等販売 建設業 保険代理店	(所有)直接80 間接20	兼任 1人	建材等購入 工事発注 保険代理店	建材等購入	399	支払手形 工事未払金	53 64
								工事発注	118	工事未払金	13
子会社	島根アースエンジニアリング㈱	島根県松江市	10	建設業	(所有)直接100		工事発注	118	工事未払金	13	

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 建機等リース、建材等購入、工事発注は、市場価額を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 運転資金貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

九．1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	78円04銭
2. 1株当たり当期純損失	0円39銭

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

日特建設株式会社  
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 矢部 豊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 間淵 邦夫  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日特建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

個別注記表の「一、継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は、金融機関に対して19,362百万円（平成19年3月31日現在）の借入金を有しているところ、平成19年6月27日に公表したように、会社の連結子会社である株式会社ハイテクリースにおいて生じた不適切な会計処理により過年度公表済有価証券報告書及び半期報告書を訂正する事実が発生したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に関する会社の対応等は当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,807	流動負債	36,360
現金預金	6,577	支払手形・工事未払金等	18,956
受取手形・完成工事未収入金等	21,572	短期借入金	12,327
販売用不動産	2,455	未成工事受入金	2,868
未成工事支出金	4,045	預り金	631
未収入金	810	完成工事補償引当金	134
その他	685	工事損失引当金	86
貸倒引当金	339	賞与引当金	100
固定資産	17,813	その他	1,255
有形固定資産	14,339	固定負債	12,699
建物・構築物	3,353	長期借入金	7,943
機械・運搬具・工具器具備品	1,031	繰延税金負債	419
土地	8,517	退職給付引当金	4,314
建設仮勘定	5	その他	22
その他	1,430	負債合計	49,059
無形固定資産	372	純資産の部	
投資その他の資産	3,101	株主資本	3,947
投資有価証券	2,276	資本金	3,052
その他	1,495	資本剰余金	753
貸倒引当金	670	利益剰余金	205
資産合計	53,621	自己株式	63
		評価・換算差額等	613
		その他有価証券評価差額金	613
		純資産合計	4,561
		負債・純資産合計	53,621

## 連結損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高	68,267	69,197
売上高の他	930	
売上原価	60,576	61,303
売上原価の他	726	
営業利益	7,690	7,894
営業利益の他	204	
営業外収益	13	1,692
営業外収益の他	29	
営業外費用	42	120
営業外費用の他	34	
特別利益	536	1,175
特別利益の他	102	
特別損失	257	270
特別損失の他	6	
前期繰上利益剰余金	1,027	1,451
前期繰上利益剰余金の他	101	
前期繰上利益剰余金の他	160	4
前期繰上利益剰余金の他	138	
前期繰上利益剰余金の他	1	157
前期繰上利益剰余金の他	4	
前期繰上利益剰余金の他	16	162
前期繰上利益剰余金の他	157	
前期繰上利益剰余金の他	4	
前期繰上利益剰余金の他	157	
前期繰上利益剰余金の他	162	

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	3,052	6,749	5,627	61	4,113
連結会計年度中の変動額					
欠 損 て ん 補		5,996	5,996		
当 期 純 損 失			162		162
自 己 株 式 処 分			1	2	0
自 己 株 式 の 取 得				3	3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計		5,996	5,832	1	165
平成19年3月31日残高	3,052	753	205	63	3,947

(単位：百万円)

	評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	平成18年3月31日残高	
連結会計年度中の変動額		
欠 損 て ん 補		
当 期 純 損 失		162
自 己 株 式 処 分		0
自 己 株 式 の 取 得		3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	274	274
連結会計年度中の変動額合計	274	439
平成19年3月31日残高	613	4,561

## 連結注記表

### 一. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは金融機関に対して20,271百万円（平成19年3月31日現在）の借入金を有しているところ、平成19年6月27日に公表いたしましたように、当社の連結子会社である株式会社ハイテクリース（以下「ハイテク」という。）において生じた不適切な会計処理により過年度公表済有価証券報告書及び半期報告書を訂正する事実が発生したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社グループは当該疑義を解消すべく、ハイテクにつきましてはリース債権のリストラ及び事業譲渡等を含む事業再編を検討いたします。また、過去の訂正報告書を早急に提出し、「中期経営計画」に基づき、営業拠点の縮小・閉鎖、退職金制度の見直し、役員報酬のカット等経費削減を徹底して取り組み、ノンコア・ビジネスの賃貸用不動産、販売用不動産及び事業用資産の早期売却を積極的に行っていくことにより、さらなる有利子負債の圧縮を目指します。さらに、金融機関との取引の安定化のために、取引金融機関を中心とした協調関係の維持と支援体制の継続の協議を行っております。

このような状況の中、短期借入金につきましては取引金融機関から平成19年6月末残高の継続と運転資金支援のご理解とご協力をいただくべく協議を行っております。

さらに、現在第三者割当による資本政策を検討しており、このような施策の結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結計算書類に反映しておりません。

### 二. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	(株)ハイテクリース、緑興産(株)

##### (2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数	2社
非連結子会社の名称	ドーム建設工業(株) 島根アースエンジニアリング(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項  
 持分法非適用の非連結子会社の数及び名称  
 非連結子会社の数 2社  
 非連結子会社の名称 ドーム建設工業㈱  
 島根アースエンジニアリング㈱
- (持分法を適用しない理由)  
 非連結子会社2社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3. 連結子会社等の事業年度に関する事項  
 連結子会社の事業年度の末日は3月31日であり連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項  
 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法  
 有価証券の評価基準及び評価方法  
 (a) 満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)  
 (b) その他有価証券  
 時価のあるもの.....連結会計年度末の市場価格等に基づく  
 時価法(評価差額は全部純資産直入法  
 により処理し、売却原価は移動平均法  
 により算定)  
 時価のないもの.....移動平均法による原価法  
 デリバティブの評価基準及び  
 評価方法.....時価法  
 たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 (a) 販売用不動産.....個別法に基づく原価法  
 (b) 未成工事支出金.....個別法に基づく原価法  
 (c) 材料貯蔵品.....先入先出法に基づく原価法  
 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
 有形固定資産.....定率法  
 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっております。  
 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
 連結子会社のうち株式会社ハイテクリースのリース資産については、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっております。  
 無形固定資産.....定額法  
 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異(3,671百万円)については、10年による均等額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 完成工事高の計上基準

原則として工事完成基準によっております。

ただし、長期大型工事(工期が1年を超え、かつ請負金額が3億円以上の工事)は、工事進行基準を採用しております。

工事進行基準による完成工事高

8,721百万円



- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ヘッジ手段..... | デリバティブ取引（金利スワップ）            |
| ヘッジ対象..... | キャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの |
- ヘッジ方針  
デリバティブ取引に関する内部規定に基づき、金利変動のリスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象とヘッジ手段について、それぞれキャッシュ・フロー総額の変動額を比較し、それぞれの間に関係があるかどうか有効性の判定を行っております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理  
消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
- 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。
6. 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。
7. 会計方針の変更  
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）  
当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
- 従来の資本の部の合計に相当する金額は、4,561百万円であります。
- なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。
8. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

三. 連結貸借対照表に関する注記

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 14,201百万円 |
| 2. 担保に供している資産   |           |
| 下記の資産は、長期借入金5,525百万円及び短期借入金(長期借入金からの振替額分含む)8,519百万円の担保に供しております。 |           |
| 建物・構築物  | 2,710百万円  |
| 土地  | 7,946百万円  |
| 投資有価証券  | 1,251百万円  |
| 計   | 11,908百万円 |
| なお、上記長期借入金5,525百万円及び短期借入金8,519百万円に対する根抵当権極度額は、7,734百万円であります。    |           |
| 3. 下記の資産は、営業保証金として供託しております。                                     |           |
| 投資有価証券  | 19百万円     |
| 4. 偶発債務(保証債務)   |           |
| (1) 当社の販売物件購入に対する借入金について保証を行っております。                             |           |
| 22件   | 120百万円    |
| (2) 下記の会社から受注した建築工事において宅建業法による手付金等の連帯保証を行っております。                |           |
| ㈱イオプラネット  | 7百万円      |
| (3) 住宅資金融資規定により従業員が銀行から借入れた住宅資金に対する債務の保証を行っております。               |           |
|   | 275百万円    |
| (4) 手形流動化に伴う買戻し義務   |           |
|   | 262百万円    |
| 5. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 |           |
| 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。          |           |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額   | 11,630百万円 |
| 借入実行残高  | 5,972百万円  |
| 差引額   | 5,658百万円  |
| 6. 当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。                |           |
| なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。            |           |
| 受取手形  | 285百万円    |
| 支払手形  | 666百万円    |
| 設備関係支払手形  | 0百万円      |
| 7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。                                   |           |

四. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社は、以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失
貸用資産	建物、構築物、備品、土地	佐賀県武雄市	98百万円
遊休資産	建物、土地	新潟県南魚沼市	19百万円
遊休資産	建物、構築物、土地	熊本県球磨郡	11百万円
遊休資産	土地	鹿児島県霧島市	8百万円
遊休資産	建物、構築物	千葉県野田市	0百万円
計			138百万円

(グルーピングの方法)

事業用資産は、原則として最小利益単位である部・支店毎にグループ化し、本社等の共有資産については、事業全体をグループとし、これら以外の貸用資産や将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。

(経緯)

貸用資産については、地価の著しい下落及び賃貸水準の著しい低下に伴い収益性が著しく低下したため、減損損失を認識いたしました。

また、上記遊休資産としております建物、構築物、土地につきましては、営業所、機材置場等として取得使用してはおりますが、事業の効率化による営業所、機材置場の統合等により現在は遊休資産としており、今後の利用計画もなく、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(回収可能価額の算定方法)

貸用資産については、売却予定額にもとづき算定しております。

また、遊休資産については、土地は路線価、建物及び構築物は売却が困難であることから、備忘価格まで減額しております。

2. 前期損益修正損

主に連結子会社 株式会社ハイテクリースにおけるリース資産の過大計上の修正であります。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

五. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	55,677,164			55,677,164

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

六. 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 82円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2円93銭  |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月27日

日特建設株式会社  
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 矢部 豊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 間淵 邦夫  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日特建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日特建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の「一．継続企業の前提に関する注記」に記載されており、会社は、金融機関に対して20,271百万円（平成19年3月31日現在）の借入金を有しているところ、平成19年6月27日に公表したように、会社の連結子会社である株式会社ハイテクリースにおいて生じた不適切な会計処理により過年度公表済有価証券報告書及び半期報告書を訂正する事実が発生したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に関する会社の対応等は当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書(訂正版)

第60期事業年度の監査役会監査報告書(平成19年5月23日付)については、第60期定時株主総会招集ご通知(平成19年6月12日付)において、その謄本を記載しておりましたが、その後、連結子会社において、不適切な会計処理が発覚し、計算書類等の訂正が行われました。

これに伴い、会計監査人の監査報告とともに監査役会の監査報告も訂正後の事業報告及び計算書類等に基づき、改めて監査を実施し、新たな監査報告書(訂正版)をつぎのとおり作成いたしました。

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、子会社において不適切な会計処理が発覚し、事業報告および計算書類等の訂正が行なわれました。本件は、内部統制システムが機能しなかったために、誠に遺憾ながら未然に防止できなかったものであります。今後は、監査役会としても、内部統制システムに関する強化策について徹底を図り、再発防止に全力を尽くしていく所存であります。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システム、特に当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取締役の職務遂行について、子会社への牽制監視が十分に機能しなかったことに対する再発防止策として、取締役の責任の一層の自覚、取締役会の活性化とともに子会社に対する内部監査体制の強化・拡充が求められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めま  
す。

(3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めま  
す。

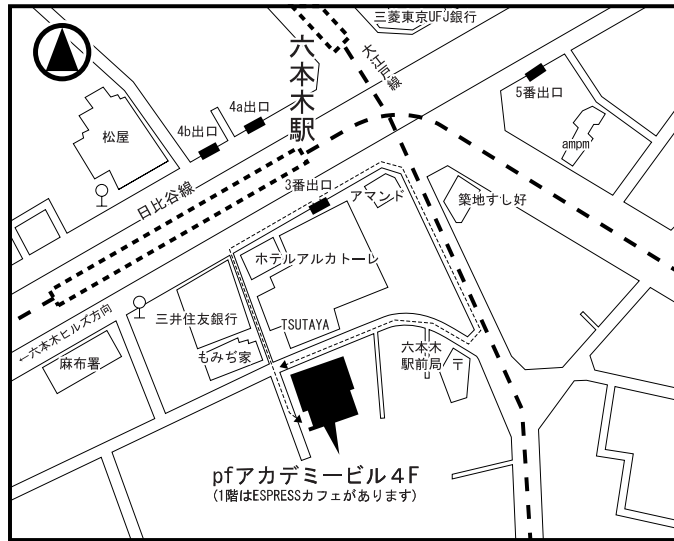
平成19年6月28日

日特建設株式会社	監査役会			
常勤監査役		横	山	省 吾
常勤監査役(社外監査役)		宮		真 一
監査役		原		欣 二
監査役(社外監査役)		大	橋	敏 樹

以 上

## 定時株主総会継続会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木6-7-6 Pfアカデミービル4F



交通案内 ○ 都営大江戸線・日比谷線 六本木駅 3番出口徒歩1分